

裁判所書記官印

## 本 人 調 書

(この調書は、第9回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成30年(ワ) 第24721号
	平成31年(ワ) 第667号
期 日	令和3年3月17日 午前10時00分
氏 名	辛淑玉
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は、裁判長(官)の許可を得て在廷した。

## 陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以上

せん  
宣

せい  
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと  
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の  
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか  
誓います。

氏名

三浦 みのる



印

原告（反訴被告）代理人 神原

甲第27号証を示す

甲第27号証の陳述書を示します。この陳述書は、あなたのお話を弁護士のほうでまとめて内容を確認して、署名捺印をいただいたということで間違いないですか。

はい、そのとおりです。

では、この陳述書を前提にお話を伺っていきますが、陳述書によると、本件で問題となるナイチャーワーク大作戦を始めるきっかけは、沖縄に取材に行ったジャーナリストの方のお話があり、2016年9月2日にのりこえねっとテレビの放送後、控室でミーティングを開いた、これがきっかけですね。

はい、そのとおりです。

このミーティングは、誰が呼びかけたものですか。

それは、恒例のミーティングです。番組が終わった後に、番組見に来てくれてる方とか出演者とかスタッフが、ミーティングをやるというの、いつものことです。

そこで、どんなアイデアが出たんでしょうか。

高江の状況がなかなか大変な状況になっているので、それで、みんなで現場を見てきてくれて、そして、それをインターネットとかそういうので拡散してくれる、そういう人を、特派員をつくって送ったらどうだという案は出ました。

そのアイデアは、誰が出したんですか。

もうそれは、そんとき、みんな、もっといろんなアイデアがたくさん出てた中の一つなので、その中の一つということで、誰かが特別に言ったわけではありません。

今おっしゃられた中の特派員というのは、何をする人ですか。

それは、現場に行って見てきたものを、もうそのまま、何しろ伝えて

ほしいと、伝える手段としては、私たちはインターネットとかがとても苦手なので、それで、私も含めてメール程度はできますが、それ以上のこととは、やっぱりできる人たちにお願いしたいと思いました。

そのような特派員を派遣するお金というのは、カンパで集めたということですかね。

はい、もちろんです、カンパです。

なぜカンパなんですか。

カンパ以外に集めようがないと思うんですが、イベントするときとか、何かをするときは、カンパを集めます。

陳述書によると、特派員には5万円を支給したとなつてますが、この5万円の根拠は何ですか。

それは、羽田から那覇までの往復の正規の航空運賃を出そうというふうに決めました。

取材をするために、その航空運賃以外に、何か費用がかかりますか。

かかります。

どんなものがかかりますか。

高江というのは、とても遠いんですね。沖縄の人も知らないという人が多いくらいで、それで、約100キロぐらいあります。そこに行くためには、バスがないので、バスがないと、レンタカーを借りないと行けないんですね。朝早く行ったとしても、レンタカーを借りて高江につく頃には、もう現場は終わっていますから、どんなによくても、1泊、2泊をしなくてはいけません。レンタカーを借りたり、レンタカーのガソリン代であったり、高速料金であったり、それから、宿泊料金とかというのがとてもかかるんですね。だから私たちも、私も含めて、高江に行くときは、本当に頑張らないと、なかなか捻出できない。

そのようなもろもろの飛行機代以外の費用というのは、どうなるんですか。

それは申し訳ないけど、自己負担してもらうしかなかったです。

つまり5万円だと、赤字になっちゃうということですか。

赤字です。

カンパなんですが、カンパを集める方法としては、どのようなことを考えたのでしょうか。

一つは集会です。集会で告知をして、いろんな人に伝達されて、もう一つは、インターネットで告知を出しましょうということです。この2つです。

陳述書によりますと、この年の9月9日に、ナイチャ一大作戦会議という集会を開いたとのことですが、これがカンパを集めるための集会ですね。

はい、そうです。

乙第3号証を示す

ナイチャ一大作戦会議、9月9日、連合会館となってますが、これが、今おっしゃられた、カンパを集める目的の集会ですね。

はい、そうです。

この集会のための場所を確保したり、費用を払ったり、登壇者を選択したり、人を集めるというような作業は、誰がしたんですか。

誰かほかのスタッフとか、来て人たちがやったと思います。というのは、いつも、できる人がやるという形を取りますので。

あなたは何かやりましたか。

この件に関しては、全く何もやっていません。

この集会は、参加人数300人で、満席で、立ち見も出たということのようですが、人を集めるために効果的だったのは何ですか。

それは、ビッグネームが2人あったからです。1人はTBSの金平さんで、もう一人は社民党の党首の福島さんがいたので、大変ありがとうございました。

かったです。

集会では、カンパ金が約30万集まり、経費を引いて20万が残り、特派員のお金が4名分、確保できたということですね。

はい、そうです。

甲第15号証を示す

1枚目を示しますが、これは何ですか。

これは、のりこえねっとが、無料の動画サイトのユーチューブというのがあるんですが、そこに出しているコマーシャルです。

これを見ますと、1枚目、この画面の下に、のりこえねっとCM、高江に、私たちの市民特派員を送ろうとなつてますね。

はい。

4枚目、特派員を募集していますという記載がありますね。

はい。

5枚目、全国から、高江に特派員を送るためのカンパを募集しています。

はい。

6ページ目、お問合せはのりこえねっとまでという記載がありますね。

はい。

丙第5号証を示す

これは、のりこえねっとのホームページになるんですが、これ、のりこえねっとのホームページですね。

はい。

これも4ページ目、4枚目を見ますと、真ん中辺り、なお、特派員派遣は、何よりも皆様のカンパによって可能となりますという記載があって、その下に、振込先が記載されていますね。

はい。

陳述書によりますと、30名ほどから募集があり、16名を現地に派遣した

と、SNSでの発信が6名、ツイキャスの発信とレポートを出した人が10名ということのようですね。

はい。

丙第7号証を示す

これは何ですか。

これは、行ってきた特派員の方々の報告書です。報告書というか、現場レポートです。

これをインターネットで公開しているということですか。

はい、今も公開しています。

結局、全体、トータルで、カンパは幾ら集まって、どのように使用したんでしょうか。

カンパは約110万集まりました。それで、16人を高江に特派員として派遣をし、そして、残ったお金といいますか、それは、例えば最初の会場費代であったりとか、チラシ代であったりとか、そういうしたもので終わったと思います。

この今までのカンパというのは、先ほどお示しした集会だとか、あとはチラシとか、ネットを見た、そういうことで集まってきたもので間違いないですか。

間違いないです。

あなたの名前で、個人的に集めたお金というのではないんですか。

1円もないです。

あなたと関西生コン労働組合との付き合いの中で、集めたお金というのはないですか。

ないです。

ナイチャーワーク大作戦について、それが特派員を送る目的であるということ、一人当たり支給されるのは、飛行機代相当の5万円であるということ、それか

ら、原資はカンパであるということ、これらは全て、チラシやインターネットで公開していましたか。

はい、全て公開しました。

この経緯について、本件番組の制作者から、取材を受けたことはありますか。  
ありません。

長谷川幸洋氏から、取材を受けたことはありますか。  
ありません。

須田慎一郎氏から、取材を受けたことがありましたか。  
ありません。

須田さんは、番組の中で、あなたがカリスマなので、あなたの名前でがんがんお金が集まつてくるというような話をされていたようですが、そのようなことはありますか。

ありません。

2014年7月に、排外主義と闘うというタイトルのシンポに出ましたか。  
戸田さんのやつかな、はい。

乙第51号証を示す

これは戸田さんの作ったもののようにですが、ここに、7月1日、排外主義と闘うシンポというのがあって、あなたのお名前が出てるようですね。

はい。

これ、あなたが主催するシンポだったんですか。

いえ、違います。

これ、あなたは、どのような経緯で、このシンポに出た感じですかね。

正確な経緯は、実は覚えてないんですが、この時期のスケジュール帳を見ると、物すごい数の反レイシズムや反ヘイトの集会や勉強会に出ています。その中の一つです。恐らく、戸田さんから声がかかって出たんだろうというふうに、私は思います。

今おっしゃられた戸田さんというのは、乙第49号証に出てきますが、戸田久和さん、元市会議員の方ですか、この方のことですね。

はい、そうです。

戸田さんとは、どんなお付き合いなんですか。

戸田さんとは、2000年の石原東京元都知事の三人発言というのがありまして、それに反対する中で、私たちは違うグループ、辞めろネットみたいのに入ってたんですが、戸田さんは単独行動でずっと反対をしてて、そこで、あ、こういう人もいるんだと思って知り合いました。

乙第53号証を示す

これは、辺野古にカヌーを出してる写真で、ここに関西生コンという記載がありますが、関西生コン労働組合が、辺野古にカヌーを出してるというような話は知っていますか。

いえ、この資料が先方さんから出てきたときに、初めて見ました。

それから、関西生コン労働組合のメンバーと、高江で遭遇したということがありましたか。

それはないです。

本件番組が放映された当時のことを伺います。あなたの陳述書によると、あなたが本件番組1を見たのは、2017年1月4日のことのようですね。

はい、そうです。

丙第8号証を示す

これは番組に対する抗議声明のようですが、3枚目を見ますと1月5日となっていて、つまり、あなたが番組を見た翌日に抗議声明を発表したということになりますか。

そうです。

この抗議声明は、誰がどのように起案したんですか。

これは、たたき台が、私が作りました。その後は、それを、のりこえねっとのグループラインのほうに流して、みんなでもんで、そして出したものです。

それから、1月27日に、BPOに救済の申立てをしますよね。  
しました。

それと同時に、のりこえねっとで記者会見を開き、共同声明を発表したということですね。

はい、そうです。

同じ月の31日に、中日新聞社宛ての質問書を、代理人名で出してますよね。  
はい。

丙第12号証を示す

これですね。

はい。

あなたは、この文書の作成に関わってますか。

これは全く関わってないです。

この頃の状況を伺いますが、この頃というのは、2017年1月頃、インターネット上で、あなたに対するいろんな誹謗中傷が始まっていたというのは御存じですか。

はい、知っています。

甲第17号証の1をちょっと読み上げますね。これは、1月28日付のツイッターですが、甲第17号証の1、のりこえねっとは、完璧に外患誘致罪適用だと思うよ。それから甲第17号証の2、辛淑玉氏、外国人にこんな好き放題させていいのか。それから甲第17号証の4、辛淑玉氏自身が沖縄ヘイトしている。辛淑玉こそ、沖縄ヘイト。こういういろんな、あなたに対する誹謗中傷が、当時ネットで、かなり出始めてたというのは御存じですか。

はい、知っています。

逐一、当時、読みましたか。

かなり目を通しましたが、途中でやめました。

今、これをお読みになって、どんなふうに感じられますか。

ごめんなさい。すいません。ごめんなさい。私は、すいません、ごめんなさい。

今ちょっと涙が止まらない、大丈夫ですか。

すいません、大丈夫です。ネットの中で、長いこと手あかにまみれたガセネタが、一つの番組になって、しかも、それが地上波で流れた。

そこに自分の名前が出てきた、一線を越えたと思ったんです。今までには、インターネットの中だけであるから、あれは一つの蓋をしてみたいって思うんですね。だけど、あ、これは多分、生きてる間、続くなと思いました。これ、どうやって向き合っていこうかなって、特にあるツイートで、射殺せよって書いてあったのもあったので、ああいうものに踊らされた大衆の暴走みたいなものはとても怖かったので、でも、ごめんなさい、しっかりしなくちゃと思いました。

甲第19号証を示す

2月13日付、公開質問及び公開討論の申入れ状、この1枚目の下のほう、あなたの一連の言動を、県民の誇りにかけて看過するわけにいかないと考える。なぜなら、あなたこそが過激な活動家を現地高江に送り込み、違法行為を先導した張本人ではないか。それからもう少し下で、日本国民である我々沖縄県民が、在日朝鮮人たるあなたに愚弄されるいわれがどこにあろうか。こういう文書が、当時、届いてたのは御存じでしたか。

届いてたのは知っています。

当時、目を通されましたか。

すぐには見ることはできませんでした。

今、これを読み上げられて、どうお感じになりますか。

それを見たときは、沖縄の人の名前で私をたたくというやり方が取られたんだなって思ったし、辛淑玉と関わるとろくなことがないというような、自分を孤立させるために、これは非常に有効なものなんだなというふうに思いました。

#### 甲第23号証を示す

甲第23号証の産経ニュースの記事を示します。3月26日付、ちょっとこの記事を読みますと、集会が開かれたと、東京MXテレビ問題の本質、辛淑玉など、在日朝鮮人による反日、反米工作を糾弾する国民集会、こういう集会が開かれて、国会議員も参加し、約300人が集まつたというようなことがあったんですが、これ、当時、こういう集会を開いてたのは御存じでしたか。

はい。

こういう集会、この集会、あなたの名前が付されて、国会議員が参加した大集会なんですが、どう感じられましたか、当時。

これは怖かったです。何が怖かったのかと言うと、国民という言葉と、タイトルに私の名前があったというのもそうなんですが、日本人たちが一般的に使う国民という言葉は、私のような旧植民地出身者の末裔たちにとっては、国民対非国民という構図でいつも使われてきたので、国家の敵の辛淑玉みたいなものがつるされて、そして、国民日本人総出で辛淑玉をたたくというようなニュアンスに私は受け取れて、多分、このまま暴走するんだろうなというふうに思いました。

#### 丙第17号証を示す

2017年5月号のH a n a d aですが、これ、実際には、この年の3月に出た記事のようですが、この表紙のタイトルを見ますと、ニュース女子問題の真実、それからその横に、辛淑玉、韓国籍の在日朝鮮人の正体と、こういう雑誌が出回ったのは、あなたは御存じでしたか、当時。

見ました。

どこで見ましたか、新聞広告、あるいはどの辺りですか。

表紙を覚えているので、表紙と、多分電車の広告かもしれません。というのは、上野に向かうときに見て、事務所にその記事を持ってった記憶があるので、これがすごく自分の中で印象的だったのは、この広告を見てから、顔に、髪の毛とか糸みたいなものがついてくる感じが始まったんです。何かついてるな、何かついてるな、何かついてるなと思いながら、このときから、自分で、そんなに大変でないと、何とかなると思ってたんですけど、髪の毛が顔から離れない感じが続くようになって、それで、この広告は、とても印象に残ってます。

本件番組1及び2の後に、先ほど、一色さんの証言でもありましたが、本件番組3への出演依頼があったようですが、拒否されてますよね。

はい。

本件番組3の中では、甲第11号証の4ページでは、海外にいらっしゃるということで拒否されたような記載もあるんですが、実際、この番組出演依頼を拒否された頃の状況は、どうだったんですか。

もう出られませんでした。BPOに資料をまとめるだけで、あの番組を見ること自体がとてもしんどくて、あんまり私がしんどいので、私の友人が、マイレージを使って、ニュージーランド行きのチケットを取ってくれて、ちょうどその日にちに重なっていたということもあるんですが、たとえそれ、キャンセルしたとしても、自分の中では、これは無理だなと思ったんですね。それは、あれだけたくさんの偏見の中で、自分1人出去って、そして、それに対して、十分な時間がもらえるとも思わなかつたし、出なかつたときに、ネットの中で逃げたという大騒ぎが始まり、恐らく、そういうネットリンチを楽しみたい人たちにとっての格好の材料で、彼らにとっては娯楽であつて、そこ

につるされるんだなって、きちんと公平で公正な出演にはならないだ  
ろうというふうに思いました。

あなたの陳述書の 15 ページによると、2017 年の前半頃、自宅前に、何  
時間も人が立ち続けるようなことがあったり、夜中に突然チャイムが鳴った  
り、注文していない商品が自宅に届いたり、あるいは、事務所の前のごみ箱に  
排泄物が置かれたりとか、様々な出来事があったということですね。

はい。

自宅に防犯カメラをつけたのは、2017 年 7 月ということですね。

はい。

この頃の体調や精神状態について、教えていただけませんか。

抗議の声を上げると集中します。何日間、1週間とか2週間とか嫌が  
らせが、その波が、なかなか止まらなかつたんですね。それで、1月  
4 日に番組を見た後からは、追いかけられてたりとか、裸で走ってた  
りとか、幾ら探しても服がなかつたりとか、そういう夢を見るようになつて、  
それから、本当に気持ちがぼうっとしちゃうので、ささいな  
けががあり、仕事のプライオリティー、順序とか、これやつたら次、  
これやつたりとかつていつたものができなくなつていつて、できなく  
なつていつた自分にまたちょっと焦つて、そのうちに、味覚がなくなつて、  
何を食べても何も味がしなくなつて、でも、頑張つてなきやい  
けないと思ったので、外に頑張つて出していくと、その後、戻つてから  
何日間も出られなかつたりとか、体は本当にきつかったです。

何か御家族への御心配とか、ありましたか。

今回は、地上波で流れました。それは本当に、自分にとってはとても  
大きくて、家族に嫌がらせが来る可能性が高くなつたと思いました。  
私自身は、民族名で仕事をし始めたときから嫌がらせがあつたので、  
家族に嫌がらせが行かないように、30 年間、家族と離れて暮らして

いました。だから、もしこのことで家族に何か嫌がらせが行くんだつたら、死のうかなって思いました。

2017年11月から2年間、ドイツに行かれてるようですが、ドイツに行った理由は何ですか。

日本から逃げたかったんです。もう疲れたし、自分が言って、ひどいことをもしされたりとかしたら、それが在日とかを攻撃する正当性になってしまう、もしくは引き金になってしまふんじやないかと思いました。

ドイツに行かれて、この問題の影響から、逃げるということはできたんでしょうか。

それは、本当に自分が甘かったと思うくらい、逃げられませんでした。空港に行ったら、DHCのカートがいっぱいありました。インターネットでは、遺伝子検査のコマーシャルが出てたりとか、ドイツでも、十分にDHCのコマーシャルを目にし、それで、依頼されて行った向こうの勉強会で、反日の過激派を何で呼ぶんだというクレームが入ったり、その要因は、ドイツの日本人サイトがあって、駐在員用のサイトにニュース女子が入っていて、その人、そのホームページのオーナーが、私のことをいろいろ書いていたこともあります。それから、大学の研究所の中のほかの教授陣宛てに、沖縄の過激派ということで、何でこういう人を使うんだとか、入れるんだといった嫌がらせのメールが何件も入りました。それから兄の店に、匿名の抗議文が来て、あとは、母の自宅が特定されたということです。それで、あ、ドイツに逃げても守れないなって思いました。

2018年3月8日に、BPOが勧告を出しますよね。このBPOの勧告について、DHCテレビジョンの会長の吉田さんという方がどんなことを書いてるか、知っていますか。

はい、知っています

甲第14号証の吉田さんの手記ですか、ちょっと読み上げますが、これ、BPOについて、そもそも委員のほとんどが反日、左翼という極端に偏った組織、沖縄問題に関わってる在日コリアンを中心とした活動家に彼らが肩入れするのは、恐らく同胞愛に起因してるもの、日本という国にお世話になっていながら日本の悪口を言う、日本を卑しめることだけに生きがいを感じてるような在日帰化人は、逆に許せません、こういう記載をお読みになってますね。どう感じましたか。

陰謀論カルトだと思いました。物すごくばかばかしく笑ってしまうけれど、でも、そのばかばかしいところがすごく恐ろしくて、こういうのに乗った人たちは、どういう行動を取るだろうと思ったんですね。オウム事件を思い出しました。昔、オウムの麻原彰晃さんは、いろんな形で、テレビでタレントのように扱われてて、そして、みんな面白く笑ってて、でも結果は、本当に惨たんたるものでした。だから、怖いと思いました。

最後の質問ですが、この裁判を提起した目的や動機について教えてください。私自身の名誉は毀損されたと、私は思います。それ以上に、主体的に、自分の時間や人生をかけて、戦争は嫌なんだと言っている沖縄の人たちを笑いながら侮辱し、おとしめたと思います。それで、黙っていたらずっと続くだろうと思いました。でも、もしこれで、今回、私のように声を上げたら、もっとやられます。それでもやらないといけないなと思ったんですね。ヘイトの裁判は、ほかの後輩たちの裁判を見ると、全部、完全に勝ってます。でも、社会がヘイトをやめるところまでは来ていないんですね。今回も、もし何らかの形で裁判に勝てたとしても、もう流されてしまった私の情報を、全部消すことはできなないし、ヘイトがやむとも思えないんです。もし負けたら、この社会で

生きていく安全性は、私はどうやって確保したらいいんだろうというふうに思いました。それで、ただ、ちゃんと記録に残しておきたかったんです。何が語られて、何が主張されて、そして、日本の良心が今どこにあるのかというのを、ほんの小さな一こまの一切れでもいいから、ちゃんと記録に残しておかなければいけないなと思って、裁判をしました。

被告（株）DHC代理人 石灰

今の最後の御発言の中で、沖縄の人を笑いながら侮辱しという発言があったんですけども、それは、どなたのことと言っているんですか。

番組の中で、沖縄取材したときに。

番組の中で、どなたが。

番組全体として、そういう形だったと思います。

それは、原告の認識で、そうだということですか。

私はそう思いました。

先ほど、主尋問のナイチャーハイアド戦での飛行機代相当5万円のことについて聞かれたときに、その金額の根拠を聞かれたときに、羽田から沖縄までの正規の運賃の往復ということをおっしゃったと思うんですけども、飛行機代のチケットには、いわゆるJALとか、全日空のチケットから格安航空券まであると思うんですが、このおっしゃった正規の運賃というのは、文脈からして、全日空とかJALの正規の運賃という理解でよろしいですか。

ちゃんと日程変更ができるという、そういう正規の運賃です。

それは、格安とかではなくてということですか。

はい。というのは、結構です、どうぞ。

あなたの陳述書を見ますと、甲第27号証なんですけれども、あなたはこれまで、今回、問題となっている沖縄の米軍基地反対運動だけでなく、反ヘイトスピーチや、差別を許さない社会を実現するという活動をなさってきた

ということでよろしいですね。

それを活動というふうに言うのでしょうか。

違うのかな。反ヘイトスピーチや、差別を許さない社会の実現をするという活動をなさってきたのかなと思ったんですが、違うということですか。

私たちは、生きるために必要なものは声を上げています。

それは、活動ではないということですか。

生活の一部だというふうに思います。

ちなみに、沖縄の米軍基地反対運動をなさっていると思うんですけども、あなたの母国である韓国でも、在韓米軍基地の反対運動はなさってるんですか。

まずもって。

なさっているのか。

ちょっと待ってください。その質問の前提がおかしいと私は思います。

なぜならば。

ちょっと待ってください。質問にお答えいただけますか。

なぜそこで、韓国の米軍基地の反対の話を、私に今ぶつけるんですか。

原告（反訴被告）代理人 神原

ちょっと異議がある。本件と何の関係がありますか。本件との関連性を明らかにしてください。

被告（株）DHC代理人 石灰

沖縄の米軍基地の反対運動をなさっていて、それで、番組の中で、韓国人という言葉が出てきたことについて、陳述書にも述べられています。なので、母国である韓国でも在韓米軍基地の反対運動なさっているんですかというのは、関連性があると思いますけど。

原告（反訴被告）代理人 神原

陳述書のどこですか、韓国の、関係あるの。

被告（株）DHC代理人 石灰

甲第27号証の、これ、記載がないという御記憶なんでしょうかね。

原告（反訴被告）代理人 神原

どこにあるの、韓国の反対運動。

被告（株）DHC代理人 石灰

韓国人という言葉が、本件番組1で出てきたという。

原告（反訴被告）代理人 神原

そうじゃなく、韓国での反対運動の話をされたと思うんです。

原告（反訴被告）代理人 金

関連性についてははっきりさせてもらいたいんですけど、韓国で米軍基地の反対運動がされてるかどうかという質問は、この本訴に対する答弁として何か関係があるのかどうか、そこをはっきりさせてください。

裁判長

どういう関係があるんですか。

被告（株）DHC代理人 石灰

今申し上げたとおり、私は関連性はあると思いますが、もしお答えになりたくないということであれば。

原告（反訴被告）代理人 金

韓国で米軍基地の反対運動がされているということをもって何を立証しているのか、要証事実との関係で、関連性をはっきりさせてくださいと申し上げてる。

裁判長

質問を撤回されますか。

被告（株）DHC代理人 石灰

いや、質問を替えます。

答えていいですか。

裁判長

いや、もう質問を撤回されたので、次の質問に行ってください。

被告（株）DHC代理人 石灰

あなたは、のりこえねっとを発足して約30年、経営していた会社の社長を辞任したことなんですか？その後の収入源というのをどういふうにされてたんですか。

一つは原稿料です。それからもう一つは、自分は、きちんと貯金をしてました。その貯金と、あと積立てをやってたので、それで3年間、何とか食いつなごうと思いました。そして、3年たつたら、また、自分で仕事を始めようと思ってました。それが2017年です。

じゃ、2017年から2年間、ドイツに滞在されていたと陳述書にも書かれていますけど、それは貯金から、御自分の費用で行かれたんですか。

そうです。

じゃ、質問を替えます。2003年、平成15年に、あなたは、多田謠子反権力人権賞を受賞されていますよね。

はい。

この受賞は、あなたの反差別、反ファシズム闘争が評価されての受賞ということですが、間違いないですか。

そうだと、それは、石原慎太郎東京都知事の三人発言に対するものだと思います。

乙第51号証を示す

先ほども主尋問で示されました、乙第51号証、戸田久和議員の発行しているチラシですけれども、ここに、7月1日に、原告と関西生コン委員長さ武建一さんも含めてシンポを行うとあります、このチラシの真ん中、中寄り少し上の星印があると思うんですが、ちょっと示しますね。真ん中、中ほどの星印1個目、ここを見ますと、連帶ユニオン関生支部が、ついにのりこ

えねっとを支援、反ヘイト闘争に本腰を入れることになるとあるので、この2014年から、関西生コンから支援を受けていたということでよろしいですか、のりこえねっとは。

はい。今回、この件でお問合せがあったので、そちらから、それで、のりこえねっとで調べました。のりこえねっとでは、2014年7月に、関西生コン労働組合から、100万円のカンパを受けています。ちょっとこれに関連して続けますが、支援の内容は、そういった経済的支援や物的支援とか、人的支援も含んでるんですか。

いや、これは、カンパを頂いただけです。

今、100万円っておっしゃったんですけども、その一度だけなんですか。  
一度だけです。

毎年ではなくて。

違います。

じゃ、このときだけということですね。先ほど示したチラシだと、本腰を入れるとあるから、ずっと支援するような意味に読めたんですが、その100万円、1回だけということですか。

私も、のりこえねっとをやってから、関西生コンの組合のことを知りました。それで、そのとき、既に関西生コンさんの組合員というか、個別でですけれども、大阪の。

ごめんなさい、私の質問は、その100万円、1回だけですかということ。

そうです。説明をさしてください。

いや、それはいいです、1回だけということで。平成28年、2016年9月11日の先ほど、乙第3号証で示されたチラシのナイチャーワーク大作戦会議の中で、あなたは、私たちは1票ない、1票ない人間が何ができるのかと言つたら、口でやるか、もしくは一生懸命、金を稼いで金を送るかと発言されていて、陳述書でもそのことは触れられていますので、その発言を覚えていま

すよね。

もちろん覚えています。

実際あなたは、お金を使っていましたということなんですか。

私は、自分の働いた中で、いろんなところにカンパは出します。

じゃ、これに関して、沖縄の基地反対運動に関しては、原告は、幾らお送りになったんですか。

行ったときに渡すとか、いろんな方法がありますが、大体1回、例えば3000円とか5000円とか、そういう金額です。

先ほど出てきた動画の中、陳述書の中でも述べられてるんですが、あなたの発言の中で、現場で二十何台も止めた、それでも、1日止められるのは15分、でも、あと3人行ったら16分止められるかもしれないんすとおっしゃっているんですけど、ここで止めると言っているのは、何を止めると言つてるんですか。

それは戦争とか、そういったものを、全て含めて言いました。

ちょっと待ってくださいね。もう一回言いますよ。陳述書にも書かれてるんですけど、現場で二十何台も止めたというのは、戦争を止めるという意味ですか。

その部分だけ、取り出さないでください。実は。

被告（株）DHC代理人 石灰

いや、ちょっと。

原告（反訴被告）代理人 佃

裁判長、原告が供述してるときに止めないでいただきたいと思いますが。

裁判長

じゃ、最後まで言ってください。

その前のほかの方の発言があったので、それに合わせて話をしました。

ですから、前の発言に合わせて、自分がその発言を、少し変な言い方

ですけども、盛り上げて話をしたということです。

被告（株）DHC代理人 石灰

乙第24号証の2～4を示す

では、その発言に続けて、ただ座って止まって嫌がらせをして、みんな捕まつてくださいと言っているんですが、乙第24号証の2から4を見せます。こちらの写真、乙2、3、4ですが、ただ座って止まって嫌がらせをしてというのは、この写真のようなことをイメージしていたということでよろしいですかね。

これは違う。

原告（反訴被告）代理人 神原

ちょっと異議があります。まずこの写真が、誰がどこで撮ったのか分かっていないので、このことの関連性、まずこの写真について、知ってるかどうかも教えてください。

原告（反訴被告）代理人 金

作成者と作成日付を、もっと明らかにしてください。

被告（株）DHC代理人 石灰

では、質問を替えます。あなたの今申し上げた、座って止まって嫌がらせをして、みんな捕まつてくださいという発言を聞いた人の中から、実際に沖縄に行って、座って止まって嫌がらせをするという行動を行う人が出てくることは想定していましたよね。

いいえ。

想定していなかったと。

はい、それもまた、部分を取り出していると思います。

あなたの陳述書の説明では、今の発言に関する説明が陳述書に書いてあるんですけれども、その説明では、現場では、高齢者が座込みをしてほしい、そういうすれば、捕まるかもしれないが、刑務所がいっぱいになったら、それ以上

は入れなくなるから、たくさん的人数で頑張ろうという意味という説明をしていらっしゃるので、現場で座込みをした人たちが捕まるかもしれないということは、認識してたんじゃないですか。

これは違います。

乙第30号証を示す

次の質問に行きます。乙第30号証を見せます。左下の写真の派手な入れ墨をした方が誰か、分かりますよね。

はい。

お名前を言ってください。

添田さんです。

添田充啓さん、別の名前は御存じですか。

高橋直輝さんです。

この高橋直輝さんこと添田充啓、どっちのことなのか、ちょっと私も把握してませんが、両方使ってらっしゃると思うんですけども、この方が、先ほどのナイチャーワークス会議で、報告者として、一緒に登壇されますよね。

はい。

一緒にというか、順番はあるんだと思いますが。

はい。

このナイチャーワークス会議から約2週間後の9月24日に、この高橋直輝さんは、工事警備に当たっていた職員に対して傷害を負わせて、その後、有罪判決を受けていることは御存じですよね。

はい。

原告（反訴被告）代理人 佃

裁判長、ちょっと今の、時系列がよく分かりにくかったんですけど、9月に何があったんですって。

被告（株）DHC代理人 石灰

9月24日に、高橋直輝さんが、工事警備に当たっていた職員に対して傷害を負わせて。

原告（反訴被告）代理人 佃

行為が。

被告（株）DHC代理人 石灰

そうです。

裁判長

傷害を負わせた日が、9月24日ということですね。

被告（株）DHC代理人 石灰

傷害を負わせた日です、行為日。

裁判長

じゃ、それを前提として続けてください。

私たちがナイチャーワークスをやったときは、彼は、何も暴力的なことはしていません。

被告（株）DHC代理人 石灰

私が聞いているのは、その後にこの傷害を負わせるという事件があって、そして、有罪判決を受けていることは御存じですよね。

はい。

それで、この高橋さんのことに関して、陳述書の中で、高橋氏の活動の過激な部分のみを取り上げてというふうに記載していらっしゃるので、少なくとも、高橋直輝さんの活動に過激な部分はあったことは認識していたということでおろしいですかね。

それはどういう、過激なことというふうにおっしゃってるんですか。

それは、逆に、こちらが聞きたいんですよね。陳述書の中で、あなたが高橋氏の活動の過激な部分のみを取り上げてるって記載されているので、そう申し上げたんですけど。

ごめんなさい、もう一度言つていただけますか。

甲第27号証 8ページ目を示す

8ページ目の下から4行目、高橋氏の活動の過激な部分のみを取り上げてと  
いうふうに、あなた自身が過激な部分が取り上げられているということを記  
載されているので、それで、過激なことは認識していたんですよねというふ  
うにお聞きしたんですけど。

そこに書いてあるヘイトデモに向かっていくということです。その上  
に、書いてあるじゃないですか。

ヘイトスピーチとかに向かっていく部分に、過激な部分があったということ  
ですよね。

そうです、そういうふうに言われているということです。

だから、過激な部分があったことは、認識されていたということですね。

はい。

甲第27号証 11ページ目を示す

先ほどの番組の中であった発言のことがここで出てきました。縦1(2)の  
2段落目、また、番組ではのところから読み上げますね。「また番組では、  
『(私の名前が入ったビラを指して)びっくりしたのがね、これでここにね、  
韓国人ですよね、確かね。』と、井上さんが発言して、「私が在日朝鮮人で  
あることを『びっくりした』として殊更に強調していました。」というふう  
に陳述書に書かれています、こういう反ヘイトとか、差別を許さない社会  
の実現を目指すというあなたの立場からすると、この指摘自体が差別的だと  
いうふうに理解されているわけですか。

はい、それは、全体の文脈の中で、そういうふうに判断します。

乙第19号証 14ページ目、乙第18号証の1を示す

乙第19号証の14ページ目と乙第18号証の1の9枚目の下段の写真をお  
見せします。ここに写っているピンク色の布のようなものを巻いた方、これ

はどなたか、御存じですかね。

山城博治さんです。

この山城博治さんは、この人も、公務執行妨害、傷害で有罪判決を受けてますけど、この方が、山城さんだけじゃないんですが、たちが、米軍基地ゲート前で、若いアメリカ兵らに対して、ヤンキーゴーホームとか、米軍死ねという罵声を浴びせているんですけれども、差別を許さない。

原告（反訴被告）代理人 神原

そこはちょっと異議がありますが、それは、その前提はどこにあるんですか。

被告（株）DHC代理人 石灰

丙第31号証にその旨の記載があります。これは、ヘイトスピーチに当たるという理解でよろしいですか。

原告（反訴被告）代理人 神原

異議あります。それは、意見を求める尋問ですのでやめてください。

被告（株）DHC代理人 石灰

丙第31号証、証拠で提出されていることに基づいていいるので、関連性はあると思います。

原告（反訴被告）代理人 神原

本人は体験しません。

原告（反訴被告）代理人 金

裁判長、ヤンキーゴーホームがヘイトスピーチであるかどうかというのは評価の問題で、原告に対して意見を求めるものです。そして、ヤンキーゴーホームがヘイトスピーチには当たらないということは、一般的な学説では理解されていますので、意見を求めるもの、それに加えて誤導であると異議を述べます。

裁判長

では、質問を替えてください。

被告（株）DHC代理人 石灰

あなたは、ナイチャーワークスの会議の中で、基地反対運動するに当たって、金を送るか、現場に行って体を張るかと発言をしていますけれども、この演説の中で、暴力や犯罪行為をしてはいけないとは呼びかけていませんでしたよね、特に。

これは、私のこと。

呼びかけていたかどうかを聞いてます。

呼びかけています。

それは、発言として残っているということですか。

残っています。

動画の中に。

その中にもあると思います。私たちはここにいる、そこにいる、沖縄にいるという、これが大事なんだということを言っています。そして、もう一つは。

すいません、暴力や犯罪行為をしてはいけないという呼びかけをしましたかという質問なんんですけど。

つまりそれは、前提となるのは、暴力をするということが前提となるからですね、質問は。

裁判長

まず事実として、あったか、なかったかで答えていただいて、さらに質問があれば、それに対して答えてください。

すみません、ちょっと質問の意図がよく理解できなかつたので、失礼いたしました。呼びかけはしていません。

もう一度質問してください。

被告（株）DHC代理人 石灰

このナイチャーワークスの演説の中で、あなたは、暴力や犯罪行為をして

はいけないという呼びかけをしましたか。

していません。

被告（株）DHC代理人 大野

先ほど、ナイチャーワークス大作戦会議の中でも、現場で20台も止めた、それでも1日止められるのが15分、でもあと3人行ったら16分止められるかもしれないんですというところで、まず先ほど、ここで止める対象とは何とおっしゃいましたか。

私は、それは抽象的に言ったつもりでした。

戦争を止めるというようなことを言ってませんでしたか。

戦争や新基地建設や、そういったものを全部含めてです。

陳述書では、全然違うことを説明されてるというのは御理解されますか。

いいえ。

甲第27号証 9ページ目を示す

陳述書の9ページ目で、4の(2)イの部分で、現場で彼ら2人が20台も止めた、それでも一旦止められるのはって、今のくだりがあって、その(3)で、発言の真意は以下のとおりですね。

はい。

これが、先ほどの発言②については、工事車両20台が15分止まった、もっと多くの人が抗議に参加すれば、20分止まるかもしれないというふうに書いてますね。

はい、その意味も含めて。

陳述書には、そのように書いてあるということは間違いないですね。

はい、失礼いたしました。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

2018年、平成30年7月20日に記者会見が行われました。東京MXが、辛淑玉共同代表に謝罪と題した記者会見ですが、あなた原告は、この記者会

見に登壇しましたか、出席しましたか。

7月20日ですよね。

はい。

はい、出てます。

この記者会見で、記者会見の動画を証拠としてお出ししており、その記者会見の動画の反訳も証拠として、丙第33号証でお出ししているんですが、その中で原告は、東京新聞の論説がやらなかつたら私がやります。私は、今回の件で、原告になり得るポジションを唯一持っています。このDHCテレビジョンとの闘い、ヘイトとの闘い、デマとの闘い、ジェノサイドに流れ行くこの社会の闘い、それは、原告になり得る私がやらなければできませんとおっしゃってますね。

はい、そうです。

今の記者会見でおっしゃった御発言を聞いてもよく分からんのですが、あなたが、長谷川幸洋さんを訴えることにしたのはなぜですか。

長谷川幸洋さんは、第1回目のときの司会者でした、1月2日。見事な司会だったと、私は思っています。そして2回目も、また同じように司会者でした。1回目でいろんな問題が出てきたときに、2回目も同じ論調で、見事に司会をやり切りました。これは、私は1回目の放送は、私に対する名誉毀損であるし、デマであると思っています。それを何ら確認することもなく、また同じように2回目の司会をやりました。だから、これはデマを流し続けたというふうに、私は判断しました。

本件番組中で、あなたの名前を出してコメントしたのが誰だったか、覚えていいますか。

何人かは覚えています。

誰ですか。

須田さんであったり、上念さんであったり、それから、レポートをした方であったり。

井上さんですかね。

井上さんです。

では、長谷川さんが、本件番組中で、あなたの名前を出してコメントをしたかどうか、覚えてますか。

彼がダイレクトに名前を出したということは問題ではなく、彼がつづがなく。

すいません、質問は、長谷川さんがあなたの名前を出してコメントをしたかどうかを覚えてますか、イエスかノーでお答えください。

長谷川さんはしていません。

あなたの名前を出してコメントをしていないと記憶してるんですね。

はい。

本件番組中で、あなたの名前を出してコメントしたのは須田慎一郎さんですが、あなたはなぜ、須田さんを被告としなかったんですか。

この番組の司会は、長谷川さんだからです。

長谷川さんを訴えるというのは、あなたから提案したのですか。

この裁判をするということですか。

被告として、DHCテレビジョンだけでなく、司会である長谷川幸洋さんも訴えるということは、あなたから提案したんですか、それとも、弁護士や、ほかののりこえねっとのメンバーから提案があって、あなたが了承したんですか。

そこは正直申し上げて、具体的に、誰が何をというふうには覚えていません。

あなたから提案したこともあると。

そうです。

順番は記憶はないけど、あなたから提案したと。

はい。

先ほど申し上げた2018年7月20日の東京MXが辛淑玉共同代表に謝罪と題した記者会見、この会見の前に、中日新聞に抗議文を送ったことは覚えていますか。

それは、何のやつですか。

丙第12号証の1、2を示す

2017年1月31日付で、中日新聞社代表取締役会長宛てに、のりこえねっとの共同代表である辛淑玉さん以下皆さんとの連名で抗議文を出したということが、のりこえねっとのウェブサイトで公表されていますね。

はい。

この抗議文を送るに際しては、原告辛淑玉さんは、長谷川さんの雇用主である中日新聞社に抗議文を送りたいということを強く希望されたんですか。

強く希望されたかどうかを聞いていますね。

はい。

はい、私は希望しました。

あなたが強く希望したから、この抗議文を送ったんですか。

違うと思います。

あなた以外にも、中日新聞社に抗議文を送ることを主張する方がたくさんいたんですけど。

その抗議文は、そうですね、きちんとイエスかノーで答えるんですか。

はい。

いたと思います。

それから、先ほどの尋問の中でも出てきたんですけど、衆議院第二議員会館内で、長谷川さんに対する抗議の記者会見が開かれたことを知っていますか。

知りませんでした。

知りませんでしたというのは、今は知ってると思うんですけど。

今は知っていますが、そちらからの訴状が出てきて知りました。

訴状は、こちらは出せない。

訴状じゃなくて、資料が出てきて知りました。

そうすると、のりこえねっとの事務局長の方もこの記者会見に出ているんですけど、共同代表のあなたは、衆議院議員会館内の記者会見のことは、反訴状を受け取るまで、知らなかつたということですか。

はい、そうです。

衆議院議員会館内で、長谷川さんに対する抗議の記者会見をした後、中日新聞社へ抗議活動が行われてるんですが、そのことは知っていましたか。

知りませんでした。

いつ知りましたか。

そちらから、資料を頂いて知りました。

そちらから資料というのは、何のことでしょうか。

そちらから頂いた資料。

証拠ですか。

はい。

では、反訴状を受領した段階でも、知らなかつたんですか。

反訴状を受領した段階というのはいつの話しですか。ごめんなさい、こっちに聞かなきやいけない。

原告（反訴被告）代理人 金

僕には分からない。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

では結構です。裁判で、こちらから証拠を出すまで知らなかつたと。

はい、知りませんでした。

では、先ほど、長谷川さんたちに示した丙第35号証の横断幕を掲げて、日

比谷公園からDHCテレビジョンにデモ行進されたのも知らなかつたんです  
か。

はい、知りませんでした。

それは本当ですか。

本当です。

先ほどのあなたが出席していた2018年7月20日の記者会見の話に戻ります。この会見で、あなたは、長谷川さんについて、ジャーナリストという職業でありながらデマを流し続けた人と発言しましたが、覚えてますか。

覚えています。

どんなデマを流し続けたという意味で、この発言をされたんですか。

第1回目の番組が出て、それで異議が出たにもかかわらず、また同じように、第2回目の1月9日の番組を放送し続けたということは、私にとっては、デマを流し続けたというふうに判断しました。

今おっしゃってる放送をし続けたというのは、長谷川さんが放送したとお考  
えなんですか。

つつがなく、司会をし続けたということです。

司会をした責任だと。

はい、私は、司会者の責任は重いと思っています。

ところで、先ほど、あなたは、本件番組1、2017年1月2日に放送され  
たニュース女子を最初に御自身で御覧になったのは、2017年1月4日だ  
ということでおろしいですか。

はい。

そうすると、1月2日に放送されたものを、1月4日に御覧になったと。

はい。

それは、どういう形で御覧になったんですか。

パソコンで見たんですけど。

それは何ですか、誰かが録画したものが、インターネット上に流れてて見たんですか。

ちょっと記憶が定かではないんですが、パソコンで見た。ですからそれがネットに、一時、番組下ろしてたときありましたよね、DHCが、騒いだときに。

1月4日に御覧になったのは、パソコンで見たと。

パソコンで見ましたけど、それは、誰かがデータを送ってくれたかもしません。

その1月4日にパソコンで本件番組1を初めて見たときに、あなたは、本件番組の中で、司会の長谷川さんが実際に何と発言していたか、確認しましたか。

そのときですか。

はい。

そのときは、ごめんなさい、言ってる意味がちょっと分からいいんですけれども。

1月4日に番組を見たと、その見たときに、長谷川さんが番組中でどういう発言をしたか、自分で見て、聞いて、確認したんですか。

それは、番組を見たかどうかということですか。

原告（反訴被告）代理人 金

見ましたかというのと確認しましたかって、どういう意味で質問してるかが分からないんで、

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

では、質問を替えます。御自身で番組を見て、司会の長谷川氏の発言の中で、自分の名誉を毀損していると感じた発言はありましたか、ありませんでしたか。

原告（反訴被告）代理人 佃

裁判長、意見を求めるものです。

裁判長

それは経験に基づく意見ですから、続けてください。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

繰り返します。御自身で、2017年1月4日に、本件番組1をパソコンで見て、そのときに、司会の長谷川さんの発言の中で、自分の名誉を毀損していると感じた発言がありましたか、ありませんでしたか、まず、あったかなかったのかだけ、お答えください。

分かりません。

司会者としての責任、先ほどおっしゃったんですけれども、そうすると、長谷川さんの責任は、何についてあるんでしょうか。

原告（反訴被告）代理人 佃

裁判長、意見を求めるものです。

裁判長

次の質問に行ってください。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

聞き方を替えます。あなたの御主張としては、長谷川さんがあなたの名誉を毀損する発言をしていなくても、司会者として司会進行している以上、名誉毀損についての責任があると、そういう。

原告（反訴被告）代理人 神原

裁判長、これも意見を求める質問です。

原告（反訴被告）代理人 金

質問の定義がちょっとよく分からぬんですがね。請求の原因に書いてあること、法的構成についてお尋ねなんですかね。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

はい？

原告（反訴被告）代理人 神原

法律論を聞いてるんじゃないですかという。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

いや、違いますよ。まず、あったのか、なかつたのかをお答えくださいと聞いたところ、分かりませんということでしたので。

原告（反訴被告）代理人 金

あったのか、なかつたのかという、何の経験を求めてるのかが分からぬので、もう少し質問を分かりやすく替えていただきたいと思うんです。何を聞いてるのか、その請求原因を聞いているのか。

裁判長

法的見解を直接聞くのではなくて、経験と経験に基づく意見であれば構いません。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

では、出演者の中で、あなたの名前を挙げてコメントした須田さんではなく、長谷川さんの責任が特に重いと考えたのはなぜですか。

特に重いと思ったのは、本当に司会者だからです。そして、1回目でしっかりと、私たちは放送直後から声を上げました。私自身はびっくりしてしまって、全体を理解するのにとても大変でした。だけど、1回目であれほど、あんな形でいろいろ声が上がったのに、2回目もまたやるのか、しかも今度は開き直って、つつがなく、見事にいろんな人たちの声を引き出した、そして、見事に向こうの言いたいことだけを言うような、そういう司会をし続けたその能力の高さ、そして、番組は、司会者がマスター・オブ・セレモニーというように、司会者の力量は大変大きいと、私は思いました。

あなたは、本件提訴をする前に、長谷川さん本人に対して1回も取材を申し込みません。これは、長谷川さんは、取材を受けたことがありません。

長谷川さんが、番組の企画や制作に関与していたのか、単なる司会者であつたのかを抗議する前に、なぜ確かめなかつたんですか。

番組の企画に参加したか、しなかつたかというよりか、もうその結果において、事が重大だというふうに考えたからです。

そうすると、長谷川さんが、番組の企画や制作に関与していたかを確認する必要がなかつたから、確認しなかつたということですか。

確認しても、本当のことを言うかどうかは分からぬと思いました。

質問を替えます。記録によれば、2017年1月27日の記者会見、東京MXテレビ、ニュース女子による沖縄ヘイトデマ放送に関する沖縄東京合同記者会見というものに、あなたは、金弁護士らと出席していますね。

合同記者会見ですね。

はい。

はい。

ここで、金弁護士は、長谷川氏について、次のように言っています。やはり、東京新聞、中日新聞の論説副主幹という肩書で、全く虚偽報道が目の前で行われているのに対しても指摘をしていないと非難しましたが、あなたも同じ考え方でしたか。

私は、指摘をしていないのではなく、つつがなく司会を進行したことには問題があるというふうに思っています。

つつがなく司会を進行することと、金弁護士が指摘をしていないという非難をしているのと、どこが違うんですか。今、金弁護士の御発言とあなたのお考えが同じだったかどうか聞いたところ、違うというふうにおっしゃったんですか、同じというふうに。

私は、長谷川さんが、1回目も2回目も見事な司会をし続けたこと、そして、2回目に対しては、疑義が出たにもかかわらず、同じような主張や同じような論調でやり続けたことを問題としています。

この2017年1月27日の記者会見が終わった後、金弁護士に対して、長谷川さんについて、金弁護士が発言した虚偽報道が目の前で行われてるので対しても指摘をしてないという非難について、自分はそんなことを思ってないという異議を述べたことはありますか。

ないです。

この2017年1月27日の記者会見で、金弁護士は、東京新聞、中日新聞の論説副主幹という肩書でと発言していますが、東京新聞、中日新聞の論説副主幹という肩書がなかったら、長谷川さんのこと被告にはしなかったんですか。

いいえ。でも、彼が東京新聞の副主幹であるということを番組の中できっちりと出して、その肩書で番組の司会進行をしたということは、重みがあると思います。

重みというのは、もう少しその意味について教えていただけますか。

それは、ごめんなさい、質問の意味がよく分からんんですけど。

東京新聞の論説副主幹の肩書で、司会者として、番組に肩書のある方が出演したということが、なぜ非難の対象になるんですか。

彼は、あの中では、一流のジャーナリストの中の一人です。取材経験もあります。そして、記者としてきっちりと、そういう経験を積んできた人です。その人が、つつがなく司会をやり、しかもデマとして、たくさんの問題があると指摘されているものに対して、そのまま安易に、また、2回目の番組をやったということは、私は、彼が、その番組の保険になったと思います。

すいません、何になったと。

保険になったと思います。

保険。

デマの保険になったと思います。

東京新聞の肩書の重みというふうに先ほどおっしゃったかと思うんですけど、それは、東京新聞の政治的意見の立ち位置とか価値観と関係があるんですか。

関係ないです。政治的意見の問題ではないです。

そうすると、どこの新聞でも、論説副主幹という肩書が、重みがあるということですか。

プロフェッショナルなジャーナリストであり、その経験を積んできた人であるということは、重みがあると思います。

東京新聞、中日新聞の論説副主幹という肩書が重みを持っていると、問題であるというのは、もともと、原告の意見だったのですか。

私はそう思いました。

丙第12号証の2を示す

2017年1月31日の中日新聞社宛ての抗議文を示します。丙第12号証の2というほうを御覧いただきたいんですけど、その丙第12号証の2の赤線で囲った部分の最初に書かれているのが、御社の長谷川氏は、同番組の司会進行であり、毎回、企画段階から、番組のテーマや構成に関わっていると思われますと書かれていますね。

はい。

ここで、思われますと書いたのはなぜですか。

それは、私が書いてないので分かりません。

これは、最初の案は、あなたがお書きになったの。

違います。

原告（反訴被告）代理人 神原

それは誤導です、そうじゃないです。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

あなたは、でも、名前を並べるに際して、この文書をチェックされてないんですか。

大まかに、ざつとは見ました。でも、私がここで名前を入れたのは、番組のテロップに、東京新聞、論説副主幹というテロップがあって、そしてそれが、ある番組で、1回目ならともかくとして2回も、それを続けて流したということは、これは罪が深いというふうに私は思い、そして、この文章をざつと見たときに、それでいいと思いました。

先ほども確認しましたが、あなたは、この抗議文を出す前に。

この抗議文というのは、どの抗議文ですか。

丙第12号証、中日新聞社宛ての抗議文、これをする前に、長谷川さんが企画や制作に関与してたかどうかの確認は求めなかつたんですね。

はい、求めていません。

では、この抗議文を出す前に、長谷川さんが、本件番組中で、この抗議文に記載されてるような発言をしたかどうか、確認しましたか。

確認はしていません。

あなたは先ほど、存在を知らなかつたっておっしゃつたんですけど、2017年2月9日に、衆議院議員会館で開かれたニュース女子問題、長谷川幸洋論説副主幹謝罪をと題した記者会見では、山口二郎氏が、うそをついたジャーナリストには、徹底的に攻撃を加えて制裁を加える必要がある、今すぐやんなきやいけないことは、やはり、長谷川という人物が、これ以上、メディアの世界で発言できないようにする、公的言論空間から追放すると発言しています。長谷川さんに対しての本件提訴をしたのは、あなた、辛淑玉さんも、山口二郎さんと同じ意見だったからですか。

ちょっと、どの部分で、何を聞きたいんですか。

原告（反訴被告）代理人 神原

どの部分ですか、追放しろというのが、同じかどうかということですか。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

うそをついたジャーナリストには、徹底的に攻撃を加えて制裁を加える必要

があると考えたから。

原告（反訴被告）代理人 佃

裁判長、意見を求めるものです。今の発言を聞いて、辛さんが、今、それと同意見かどうかって聞いてるんですよね。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

違います、本件提訴をした理由です。

原告（反訴被告）代理人 佃

何を聞いてるか分からぬ。山口氏の発言を事前に聞いてるかどうかを確認しないと、その質問にはならないんじゃないですか。

原告（反訴被告）代理人 金

提訴前に、この山口二郎氏の発言を確認しましたか、聞いたことがありますか、提訴前のことを、まず聞いてください。

裁判長

質問を替えてください。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

提訴前に、今の、うそをついたジャーナリストには、徹底的に攻撃を加えて制裁を加える必要がある、それから、長谷川という人物が、これ以上メディアの世界で発言できないようにする、公的言論空間から追放するという山口二郎氏の発言を、聞いたことがありますか。

ないです。

今の段階までで、最初にこの発言を聞いたのはいつですか、この場までで。

きちんと聞いたのは、今です。

それでは、次の質問を聞きます。平成30年3月8日のBPO人権委員会決定についての記者会見について伺います。平成30年3月8日のBPO人権委員会決定についての記者会見です。原告辛淑玉さんは、川原のりこえねつと事務局長、金弁護士、神原弁護士とともに、この会見に出席していますね。

BPOのときですね。

はい。

BPOの結果が出たときですね。

はい。

はい。

この会見で、金弁護士は、司会者の長谷川幸洋氏、中日新聞、東京新聞の当時論説副主幹、現在も論説委員、彼が、この1月2日の本放送で、あおりにあおったと発言していますが、あなたも同じ意見ですか。

つつがなく、司会をしたと思っています。

あおりにあおったと考えたんですか。

原告（反訴被告）代理人 佃

裁判長、意見を求めるものだと思いますけれども。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

それでは聞き方を替えます。金弁護士の長谷川さんがあおりにあおったと発言したこの件について、会見の際、または会見の後、金弁護士に対して、それはおかしいと、自分の考えとは違うということを言ったことはありますか。

ありません。

また、同じ記者会見で、金弁護士は、彼がデマを流していると発言しています。同じく記者会見中、または記者会見の後、あなたは金弁護士に対して、自分は違う意見だということを言ったことはありますか。

ありません。

金弁護士のこれらの発言で、それ以前の長谷川氏に対する抗議活動の中で、原告及びのりこえねっとが主張してきたことと違う点はありますか。

私は、金弁護士が何を言っているのかというのは、その都度その都度、記憶してはいません。自分が置かれてる立場で精いっぱいですので、ですから、それについては論評はできません。

もう一度確認しますが、この記者会見で、金弁護士が、長谷川さんについて発言した内容は、動画及びその反訳で証拠として裁判所に出しています。その中で、金弁護士は、長谷川さんについて、1月2日の本放送であおりにあおったと発言していますし、彼がデマを流しているとも発言しています。この会見の後、または会見中に、事実として、あなたは金弁護士に対して、いや、長谷川さんはそんなこと言ってないと思うよと言いましたか。

原告（反訴被告）代理人 神原

それ、ちょっと異議があります。さっき聞いたんじゃないですか。

被告（反訴原告）長谷川代理人 林

それ、別の会見の話しなんですけど、今、3月8日のBPOの件について聞いています。

もう一度言ってください。ごめんなさい、おっしゃってること、私自身が把握するのに、ちょっと理解が足りないみたいです。

平成30年3月8日のBPO人権委員会決定についての記者会見について質問します。あなたは、金弁護士、神原弁護士、のりこえねっと事務局長の川原さんと一緒に、この会見に出席しています。この会見で、金弁護士は、長谷川さんについて、1月20日の本放送であおりにあおったという発言をしています。同じく金弁護士は、この会見で、彼がデマを流しているとも発言しています。この2つの金弁護士の発言について、あなたは、会見中、または会見の後で、その発言は、自分やのりこえねっとが今まで主張してきたことと違うと言ったことはありますか。

ありません。

被告（反訴原告）長谷川代理人 堀籠

乙第3号証を示す

この右下の四角のところに、飛行機代相当5万円と記載がありますね。

はい。

この飛行機代相当5万円というのは、先ほどの話ですと、レンタカ一代だとか宿泊費、そういうものを含めての話だということですか。

いや、そういうふうには考えなかつたです。

実際に5万円を支給して、その方が沖縄に行って、飛行機に乗つて戻つてくると、その幾らかかったのかをレシート等でチェックするという実費精算はしてないですね。

する必要はないと思いました。

渡しつぱなしということですね。

はい、そうです。

丙第17号証を示す

1ページ目に、H a n a d aの5月号の表紙がございます。あなたの先ほどのお話ですと、この右から2番目、青い字で、辛淑玉、韓国籍の在日朝鮮人の正体という、西岡力さんという方ですか、そういう方の記事の見出しがある、これを見て、怖くなつたと言いましたね。

はい。

あなたのほうが、この記事を見たのはいつ頃ですか。

正確に覚えていません。

これが2017年5月頃なんですけれども、その頃という理解でいいですか。

出たときだと思います。

何年かたつてから見たということではないんですね。

違います、そのときです。

隣に、赤い字で、ニュース女子の問題の真実という長谷川さんの記事の見出しが書いてありますけども、あなたも、この見出しあは見ましたね。

最初に目に入つたのは私のとこ、辛淑玉という名前です。

あなたは、この雑誌を買つたり、入手したりしたことはありますか。

コピーをしたので、あると思います。

この記事の中で、長谷川さんが、先ほど、尋問でもありましたけど、本件番組の企画に当時は関与していないという記載があるのは知っていますか。

長谷川さんの記事は読んでいません。

読まなかつたんですか。

読みなかつたです、もう。

あなたの周りの方が、長谷川さんがこういうのを書いてるよということを伝えてきたことはないですか。

どういう意味でしょうか。

甲第27号証を示す

それでは話を替えて、甲第27号証、あなたの陳述書を示します。ページ数は11ページ、まずこれが、あなたの陳述書であることは分かりますか。

はい。

11ページ目の8行目ぐらいから、本件番組1をあなたが知ったときの経緯が書いてある。その中で、あちこちから連絡があり、東京MXテレビではひどいことを、番組が流されて、その中で、私が名指しされていることを聞きましたということで、あちこちから連絡があったというふうに書いてますね。

はい。

これは、あなたの周囲の方が、あなたが気にかかって連絡をしてくれたということですか。

それもありますが、ツイッターの中で、知らない人たちも流れてたので、あ、こういうことが起きてるんだということは分かりました。

同じように、あなたの周りの人ないしツイッターを見た方でもいいんですけども、先ほどのH a n a d a の記事を見て、あなたに連絡したことはないですか。

H a n a d a の記事、それは、長谷川さんのことですか。

長谷川さんの記事の内容についてでお伺いします、はい。

長谷川さんの記事の内容について、私に言ってくれた、語った人はいません。

誰も言わなかつたんですか。長谷川さんがまたひどいこと書いてるぞとか、そういう話も全く。

なかったです。

あと最後に、あなたは、平成30年7月2日の記者会見で、DHCテレビジョンとの闘い、ヘイトとの闘い、デマとの闘い、ジェノサイドに流れ行くこの社会との闘い、そういうことを述べてますね。

はい。

長谷川さんに対する書証も、いわゆるヘイト、デマ、ジェノサイドに対する闘いと位置づけているんですか。

はい。

あなたが言うそのジェノサイドというのは、どういう意味ですか。

歴史的な流れを見てみると、最初にみんな笑いながら、うそやデマやヘイトを流し、それがベースになって、事が起きたときに、大衆が暴発するということです。

つまりジェノサイドというのは、言葉で調べても、大量虐殺とかそういう言葉の意味があるんですけども、それは分かってますね。

分かってます。

あなたの言ってるジェノサイドというのは、物理的に殺されるという意味ですか。

私はそう感じました。

つまり、長谷川さんに対する訴訟を提起しないと、あなたや在日朝鮮人、もしくは韓国人の方が大量に殺されてしまうと、だから、訴訟を提起したということですか。

ここは、詳しく話してもいいですか。

手短に、イエス、ノーでお願いします。

そういう歴史的な経過があるからです。

原告（反訴被告）代理人 神原

先ほど、高橋直輝さんのお話が、あちらの尋問で出てきましたね。

はい。

高橋さんあるいは添田さんという名前の方ですが、この方が、あなたの陳述書の中で、過激なことという活動というような表現をされてるのは、それは、ヘイトスピーチの反対活動の中でということですね。

そうです。

それで何度か捕まったことがあって、それで、その後、全部、その捕まった事件については終わってるんですね、裁判が。

終わってました。

乙第3号証、これはもう一々示しませんが、報告者の3人目に高橋直輝さんという方が出てきていて、つまり、9月9日の集会には、彼は参加してるということですね。

そうです。

この日の段階では、彼は、別に警察に捕まってるとか、そういうことはなかったから、ここに出てるんですね。

そうです。

それで、この乙第31号証のウィキペディアの記載を見ますと、8月25日に現行犯逮捕され云々となってますが、これは、要するに、何か事件があったのが8月25日ということなんですか、この年の。

添田さんがですか。

そう、添田さんが。事件があったのが8月25日、それは知ってましたか、当時。

いや、知りません。

原告（反訴被告）代理人 佃

ナイチャ一大作戦会議があったのが、2016年9月9日ですよね。

はい、そうです。

そのときの時点で、添田さんは、何か刑事事件を抱えてるとか、なかつたわけでしょう。

なかつたです。

その後に、添田さんは逮捕されましたね。

はい。

その添田さんが逮捕された容疑の事実というのは、9月9日のナイチャ一大作戦より前の事件のことですね。

だと思います。

9月9日のナイチャ一大作戦会議をあなたたちが開いたときに、添田さんが、9月9日より前に、何か後々捕まるという事件を起こしたという認識はありましたですか。

なかつたです。

質問を替えます。そのナイチャ一大作戦のスピーチで、先ほど、DHC代理人からの質問で、暴力や犯罪行為をするなということを言ったのかという質問がありましたね。

はい。

あなたはナイチャ一大作戦で、非暴力というのは、知恵を使って闘うことですと、そういうふうに言ったんですよね。

はい。

つまり、自分たちのやることは、非暴力の活動だということを言ってたわけでしょう。

はい。

質問を替えます。それから先ほど、長谷川さんの代理人からの質問で、飛行

機代相当5万円を渡したものについて、精算するに当たって、レシートなどを出させてチェックしなかったのかという質問に、あなたは必要ないと答えた。なぜ必要ないんですか。

どう考へても、5万以上かかるからです。

上村裁判官

まず、平成30年3月8日に行われた記者会見についてお伺いします。

3月4日。

8日です。具体的には、東京MXニュース女子、BPO人権委という題名の記者会見がこの日行われているかと思うんですけども、それはよろしいですかね。

ごめんなさい、3月の。

3月8日なんですね。

原告（反訴被告）代理人 金

2018年3月8日に、BPOの人権委員会が決定を出したその日に行った記者会見のことによろしいですか。

上村裁判官

はい。東京MXニュース女子、BPO人権委と題する記者会見についてお伺いします。この記者会見に臨むに当たって、あなたは金弁護士と、何か打合せを行いましたか。

いえ、全くしていません。

では、金弁護士以外のどなたかと、打合せを行ったことはありますか。

全くないです。

では、この記者会見において、台本のようなものはあったんでしょうか。  
ないです。

では、この記者会見において、どなたがどのようなタイミングで発言するか  
というようなことは、どのようにして決まったんですか。

それは、司会進行が勝手に、次はこの人、この人という形で促していくので。

司会進行の方と、事前に打合せをしたことはありますか。  
ないです。

では、また、別の記者会見についてお伺いするんですけれども、平成30年7月20日の記者会見、具体的には、ニュース女子東京MXが辛淑玉共同代表に謝罪と題する記者会見についてお伺いします。同様の質問になるんですけれども、この記者会見に臨むに当たって、あなたは金弁護士と、何か打合せを行いましたか。

全くないです。

では、金弁護士以外のどなたかと、打合せを行いましたか。  
いえ、していません。

では、こちらの記者会見について、台本ないし、それに準ずるようなものはありましたか。

一つもないと思います。

では、また、別の記者会見についてお伺いします。平成30年7月31日の記者会見、具体的には、実際に、本件訴訟が提起された際に行われた記者会見についてお伺いします。また、同様の質問になるんですけれども、この記者会見に臨むに当たって、あなたは、金弁護士もしくはそれ以外のどなたかと、打合せを行ったことはありますか。

ないです。

では、この記者会見に当たって、台本のようなものはありましたか。  
ありません。

以上